

高齢者福祉施設・事業所管理者 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

本部長 阿 部 守 一

**本県における緊急事態宣言の解除等を受けた新型インフルエンザ等対策
特別措置法第 24 条第 9 項に基づく感染防止策の徹底等について（要請）**

日頃から、本県の高齢者福祉施策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策について、政府対策本部長は、令和 2 年 5 月 25 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 32 条第 5 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を解除しました。

本県では、同日に改正された国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を踏まえ、5 月 29 日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、別添「6 月 1 日以降の長野県としての対応について」のとおり、法第 24 条第 9 項に基づき、ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守について要請を行うこと等を決定しました。

介護保険サービス等は、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、利用者や御家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供することが求められます。

つきましては、下記の点に留意して御対応くださいますようお願いいたします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

記

1 要請内容

(1) 感染防止策の徹底の継続

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」（令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）、「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 5 月 7 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」（令和 2 年 5 月 11 日付け厚生労働省こども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）等を踏まえ、引き続き、感染防止策の徹底をお願いします。

2 協力を依頼する事項

(1) 5月25日に緊急事態措置が解除された5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）との往来への慎重な対応

6月18日までの間においては、5月25日に緊急事態措置が解除された5都道県との間の往来については慎重に対応いただき、往来が必要な場合には、人ごみを避け、基本的な感染防止策を徹底するとともに、自らの健康観察を行っていただくようお願いいたします。

3 その他

(1) イベント開催基準の遵守等

イベントの開催に当たっては、概ね3週間毎に、段階的に規模要件を緩和することとしておりますので、開催に当たっては、適切な感染防止策を実施いただくとともに、基準を遵守いただくようお願いいたします（別添「6月1日以降の長野県としての対応について」の5（3）を参照。）。

(2) 参加者又は利用者名簿の作成による連絡先等の把握

感染拡大防止の観点から、イベントの開催に当たっては、別紙の「【参考】イベント・観光施設等における参加者・利用者名簿の考え方について」を参考に、名簿を作成し、連絡先等を把握しておくようお願いいたします。

担 当	健康福祉部介護支援課サービス係、施設係 (課長) 篠原 長久 (担当) <u>山本 哲也</u> 、奥原 清恵
電 話	026-235-7121、7113
ファクシミリ	026-235-7394
電子メール	kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp